

日本共産党栃木県議団の野村せつ子です。私は第1号議案「平成28年度一般会計補正予算」、第2号議案「職員の給与に関する条例等の一部改正について」、第7号議案「栃木県公立学校職員給与条例の一部改正について」、第15号議案「指定管理者の指定について」に反対する立場から討論を行います。

第1号「一般会計補正予算」は、総額61億円余の半分が国の「未来への投資を実現する経済対策」を活用した事業です。保健福祉部の「救急医療施設」整備はじめ3事業など、賛成できる事業も多くありますが、本来、国の財源頼みでなく、通常の予算で推進すべき事業が目立ちます。逆に、働く人や若者を応援する施策や中小企業の仕事をふやす、「経済対策」というにふさわしい事業が見あたりません。9月補正予算と一体のものとして見たときに、土木・建設業や製造業など、重点とする分野の事業に偏った予算といわざるをえません。

通常分で「とちぎ創生融資」の貸付枠が30億円追加されました。創業や販路拡大を支援する「金融機関提案型」融資は、金融機関が利用促進しやすく、今年7月から400件、60億円を超える申し込みがあったとのことですが、大事なのは運用実態です。具体的な状況は「金融機関の営業に関わる」として明らかにされない点は改善を求めます。

来年度予算の編成にあたっては、賃上げもなく、食料品等の値上げや社会保障の負担増に苦しむ県民、景気の低迷に泣かされている中小・零細業者を、真に応援する予算とすることを強く求めます。

第2号議案は職員給与を、第7号議案は学校職員給与を改定する議案です。どちらも県人事委員会勧告に則して、給料月額を平均0.2%、400円増額し、初任給を1500円引き上げ、「期末手当」を0.1ヶ月分増額します。

微々たる額ですが給与引き上げは是として、問題なのは、第1に、扶養手当の見直しで「配偶者手当」が、月額6500円も減額されることです。子に係る手当は増額されますが、扶養の子どもがいない職員は減給されるだけです。第2に、2号議案の期末手当の増額が、勤務実績に応じた「勤勉手当」として配分されることです。これまで人事評価が期末手当に反映されるのは、課長以上の特定幹部だけでした。この12月から一般職員にも適用され、「成果主義」が強まるのは問題です。このような改定では、職員の志気の高揚や、県内の民間労働者の賃上げに資するものになりません。第3に、第2号議案で知事の期末手当を0.1ヶ月分増額することです。内閣総理大臣等の特別給の改定に準じたものですが、もとより公務員の給与体系は、特別職・幹部職に厚いので、知事の期末手当を引き上げる理由はないものと考えます。また県議の期末手当は、知事に準じるとされていることを考慮すると、県議の報酬それ自体が高額なのですから、期末手当の減額を要求してしかるべきではないでしょうか。

昨日、議会運営委員会で、知事から知事等の給与と期末手当を、来年1月1日から減額する「特例」の条例改正を追加提案したい旨、表明されましたが、特例による減額では、県議の期末手当は下がりません。ますます、本条例である第2号議案の知事の期末手当引き上げには、強く反対を表明するものです。

最後に「栃木県防災館の指定管理者の指定について」です。防災館の運営は、県民の防災意識を高める、極めて高い公共性を有する事業であり、本来県が運営すべき施設です。株式会社の指定はなじまないものと考えます。

以上、異議ある4議案について意見を表明し、反対討論といたします。